

(参考資料) 指定校変更の弾力的運用の例

1. 仲町小、桃丘小、桃園第三小の通学区域の例

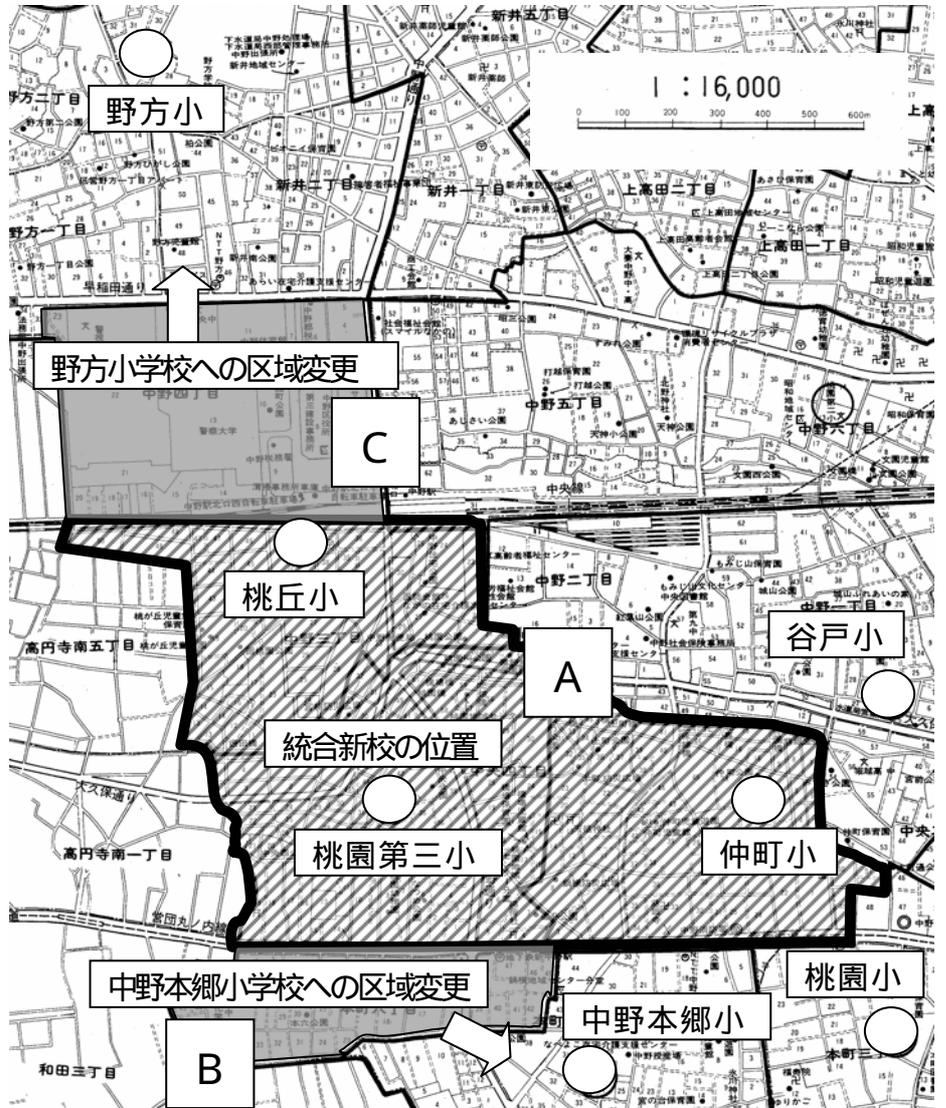
【図1】 仲町小、桃丘小、桃園第三小の通学区域図

新入生の場合

：図1のAの地域に居住する子どもは、地域内の他校への指定校変更を認めます。

：図1のB、Cの地域に居住する子どもは、それぞれ中野本郷小、野方小への指定校変更を認めます。

：図1のAの地域に居住する子どもで、桃園第三小よりも谷戸小など周辺の学校のほうが距離が近い場合は、指定校変更を認めます。



在校生の場合

：図1のAの地域に居住する子どもは、桃園第三小の位置に設置する統合新校が指定校になりますが、統合新校よりも谷戸小など周辺の学校のほうが距離が近い場合は、指定校変更を認めます。

：図1のB、Cの地域に居住する子どもは、それぞれ中野本郷小、野方小が指定校になりますが、引き続き桃園第三小の位置に設置する統合新校への指定校変更を認めます。

2. 沼袋小、丸山小、野方小の通学区域の例

【図2】沼袋小、丸山小、野方小の通学区域図

在校生の場合

：沼袋小の在校生で図2のAの地域に居住する子どもは、統合時の指定校は丸山小の位置に設置する統合新校になりますが、野方小の位置に設置する統合新校への指定校変更を認めます。同様に、Bの地域に居住する子どもは、丸山小の位置に設置する統合新校への指定校変更を認めます。

